

令和5年第1回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和5年3月16日(木)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	3月16日 午前9時00分宣告(第5日)			
応 招 議 員	1番	山 岸 美登利	2番	三 浦 知 将
	3番	石 原 裕 介	4番	水 野 智 見
	5番	板 倉 浩 幸	6番	黒 川 勝 好
	7番	伊 藤 俊 一	8番	飯 田 雅 広
	9番	中 村 英 子	10番	佐 藤 茂
	11番	吉 田 正 昭	12番	奥 田 信 宏
	13番	安 藤 洋 一	14番	高 阪 康 彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	常特別勤職	町長	横江 淳一	副町長	加藤 正人
	政推進策室	室長	黒川 静一		
	総務部	部長	浅野 幸司	総務課長	藤下 真人
	民生部	部長	寺西 孝	次長兼 保険医療 課長	不破 生美
		介護支援 課長	後藤 雅幸		
	産建設業部	部長	肥尾建一郎		
	上下水道部	次長兼 水道課長	伊藤 和光	下水道 課長	浅井 修
	消防本部	消防長	黒川 康治		
教育委員 会事務局	教育長	服部 英生	次長兼 教育課長	鈴木 敬	
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議事 務会局	局長	小島 昌己	書記	萩野 み代
議事日程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

- 日程第1 発議第1号 蟹江町議会の個人情報保護に関する条例の制定について
- 日程第2 議案第8号 蟹江町いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について
- 日程第3 議案第9号 蟹江町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第10号 蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第5 議案第11号 蟹江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び蟹江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第6 議案第12号 蟹江町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第7 総務民生常任委員会所管事務調査報告及び提言
- 日程第8 防災建設常任委員会所管事務調査報告
- 日程第9 議案第4号 令和4年度蟹江町一般会計補正予算（第11号）
- 日程第10 議案第5号 令和4年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議案第6号 令和4年度蟹江町土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第7号 令和4年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第4号）
- 日程第13 議案第14号 令和5年度蟹江町一般会計予算
- 日程第14 議案第15号 令和5年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第15 議案第16号 令和5年度蟹江町土地取得特別会計予算
- 日程第16 議案第17号 令和5年度蟹江町介護保険管理特別会計予算
- 日程第17 議案第18号 令和5年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計予算
- 日程第18 議案第19号 令和5年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 日程第19 議案第20号 令和5年度蟹江町水道事業会計予算
- 日程第20 議案第21号 令和5年度蟹江町下水道事業会計予算
- 日程第21 発議第2号 補聴器購入補助等の改善をはじめ、難聴（児）者への支援拡充を求める自治体意見書の提出について
- 日程第22 発議第3号 「黒い雨」被災者すべてに、被爆者手帳の交付を求める意見書の提出について
- 日程第23 閉会中の所管事務調査及び審査について
- 追加日程第24 発議第1号 蟹江町議会の個人情報保護に関する条例の制定について

○議長 佐藤 茂君

皆さん、おはようございます。

定刻までにご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、令和5年第1回蟹江町議会定例会の最終日でございます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

また、先日は体調不良のためにご迷惑をおかけしたこと、改めておわび申し上げます。大変失礼いたしました。

それでは、お手元に発議第1号の議案、並びに発議第2号及び発議第3号の意見書提出議案、総務民生常任委員会審査報告書、総務民生・防災建設の各常任委員会所管事務調査報告書が配付してあります。

本日、申請に基づき、出席議員へのタブレットの持ち込みを許可しております。利用される議員の皆様は、傍聴者の方々に誤解を与えない利用形態で使用していただきますようよろしくお願いいたします。

また、傍聴される皆様にもお願い申し上げます。議事を円滑に進行させるため、通信機器をお持ちの方は電源をお切りいただくか、設定をマナーモードにさせていただきますようご協力のほどをよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

○議長 佐藤 茂君

日程第1 発議第1号「蟹江町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

吉田正昭君、ご登壇ください。

(11番議員登壇)

○11番 吉田正昭君

皆さん、おはようございます。

それでは、発議第1号に関して皆さんに報告させていただきます。

発議第1号「蟹江町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」。

蟹江町議会の個人情報の保護に関する条例を次のように定めるものとする。

令和5年3月16日提出。

提出者、蟹江町議会議員、吉田正昭。

賛成者、同、山岸美登利、同、石原裕介、同、板倉浩幸、同、伊藤俊一、同、飯田雅広、同、安藤洋一。

提案理由について説明させていただきます。

26ページをご覧ください。

この案を提出するのは、令和5年4月1日に個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）が施行され、執行部が法の直接適用となるため蟹江町個人情報保護条例（平成15年蟹江町条例第21号）が廃止されることに伴い、蟹江町議会においては、その独立性を確保すると同時に個人情報保護に関する基本的な責務を負うため、自律的な措置を講じ、法に沿った規定の整備をする必要があるからである。

概要を説明させていただきます。

39ページをご覧ください。

蟹江町議会の個人情報の保護に関する条例の制定の概要です。

第1条から第57条まで。

令和5年4月1日に新たな個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。））が施行され、執行部は法の直接適用となり、現行の蟹江町個人情報保護条例（平成15年蟹江町条例第21号）は、廃止されることとなった。

しかし、地方公共団体の議会については、その独立性を確保するという考え方から、基本的にこの法の適用対象から除かれている一方で、法の第5条（地方公共団体の責務）、第12条（地方公共団体が保有する個人情報の保護）、第69条第2項第3号（保有個人情報の利用及び提供の制限）に係る規定は、議会も地方公共団体の機関として適用されることとなっており、地方公共団体の議会は、個人情報保護に関する基本的な責務を負うものとされた。

このことを踏まえ、当町議会においては、法に沿った「議会の個人情報の保護に関する条例」を制定し、自律的な措置を講じることとしたものである。

このたび制定する条例は、執行部に適用される法及び蟹江町個人情報の保護に関する法律施行条例の規定との整合性を図り、さらに、関係町条例の内容と齟齬（そご）がないように調整を図って、本町議会の個人情報の保護に関し、必要な事項を定めることを規定するものである。

なお、条例の主体については、機関として負うべき義務を課す条文の主体は「議会」を、個人情報の開示や訂正など具体的な処分の権限行使に係る条文の主体は「議長」を規定することとした。

附則としまして、第1項、施行期日。

令和5年4月1日を施行日とすることとした。

第2項、蟹江町情報公開条例の一部改正。

この条例の制定に伴い、蟹江町情報公開条例（平成13年蟹江町条例第3号）の一部を改正することとした。

第3項、蟹江町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正。

この条例の制定に伴い、蟹江町情報公開・個人情報保護審査会条例（平成15年蟹江町条例

第22号)の一部を改正することとした。

以上、よろしく申し上げます。

(11番議員降壇)

○議長 佐藤 茂君

それでは、提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第1号は精読にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、発議第1号は精読とされました。

○議長 佐藤 茂君

日程第2 議案第8号「蟹江町いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について」

日程第3 議案第9号「蟹江町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」

日程第4 議案第10号「蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」

日程第5 議案第11号「蟹江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び蟹江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」

日程第6 議案第12号「蟹江町国民健康保険条例の一部改正について」

を一括議題といたします。

本議案は、総務民生常任委員会に付託されております。委員長より審査結果の報告を求めます。

総務民生常任委員長 飯田雅広君、ご登壇ください。

(8番議員登壇)

○総務民生常任委員長 飯田雅広君

総務民生常任委員会に付託されました5案件につきまして、去る3月6日に委員会を開催し、委員全員出席の下、審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

最初に、議案第8号「蟹江町いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、条例の制定によって、これまでと何が異なるのかという内容の質疑

がありました。

これに対し、国の法施行に伴い、平成26年2月に町が策定したいじめ防止基本方針に基づいて各学校が方針を定めて、いじめ対策委員会を設置した。このたびの条例制定により、教育委員会の付属機関として、いじめ問題対策連絡協議会、いじめ問題専門委員会、いじめ問題調査委員会を設置するという内容の答弁がありました。

次に、既にあるいじめ対策委員会とはどう違うのかという内容の質疑がありました。

これに対し、今までは委員会を置くという規定があるだけだったが、今後は委員をあらかじめ委嘱することになるという内容の答弁がありました。

次に、3つの会はそれぞれどのように開催されるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、連絡協議会は年に2回、定期的に会合を行う。専門委員会は少なくとも年に1回会合を行う。重大な事態が起こった場合、専門委員会が調査をし、調査委員会は町長の諮問に応じて再調査をするなど、具体的に対処するという内容の答弁がありました。

他に質疑もなく、討論を求めたところ、討論もなく、議案第8号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号「蟹江町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、今回の改正によりどの程度報酬が上がるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、一般事務補助の職員を例にすると、時給換算で33円、年間で6万5,000円ほど上がるという内容の答弁がありました。

次に、報酬表があるが、パートタイム会計年度任用職員の報酬を時給計算としているのはなぜかという内容の質疑がありました。

これに対し、条例では報酬を月額で表記している。保育士や調理員などの職種によって規則で定める職種別基準表の規定があり、パートタイムのため、その時間数に応じて時給で計算して支給しているという内容の答弁がありました。

次に、所得制限をして扶養の範囲内で働きたいという職員について、どのように捉えているのかという内容の質疑がありました。

これに対し、人数は把握していないが、働く意思のある人の報酬を上げるという考えである。公務員として責任を持って働いてほしいと説明をしている。制度開始以来、責任とそれに見合った報酬で運用している。短期の場合も責任を持って働いてほしいと考えるが、各家庭の事情を考慮した運用を行いたいという内容の答弁がありました。

他に質疑もなく、討論を求めたところ、討論もなく、議案第9号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号「蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基

準を定める条例の一部改正について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、今回の改正はこども家庭庁の発足に伴う文言の整理であるが、内容的に変わることはあるかという内容の質疑がありました。

これに対し、今回の改正は文言の整理のみで、変更点はないという内容の答弁がありました。

次に、厚生労働省から内閣府こども家庭庁に管轄が変わるということで、町としてどのように対応していくのかという内容の質疑がありました。

これに対し、こども家庭庁の発足で内閣総理大臣の所管となる。福祉全般は厚生労働省の管轄であり、子どもの部分を切り離すことについて、動向を注視して事務を行うという内容の答弁がありました。

他に質疑もなく、討論を求めたところ、討論もなく、議案第10号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号「蟹江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び蟹江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、送迎バスへのブザーの設置は早急な対応が必要であるとする。経過措置を設けることに疑問があるが、どのように理解するのかという内容の質疑がありました。

これに対し、送迎バスを所有する私立幼稚園から既に問い合わせがあるが、県から詳細な情報がない。年度内という規定だが、早急に対応したいという内容の答弁がありました。

次に、補助額は幾らかという内容の質疑がありました。

これに対し、1台当たり17万5,000円の補助になると思われる。補助額は足りるものと理解しているという内容の答弁がありました。

次に、ブザー以外の改正点は何かという内容の質疑がありました。

これに対し、安全計画策定の義務化、業務継続計画策定の努力義務化、ブザー設置の義務化、送迎バス乗降時の人数確認の義務化、懲戒に係る権限の濫用禁止規定の削除の5点が大きな改正内容であるという内容の答弁がありました。

他に質疑もなく、討論を求めたところ、討論もなく、議案第11号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号「蟹江町国民健康保険条例の一部改正について」を議題としました。

補足説明の後、審査に入ったところ、出産育児一時金の改正により、支給額が42万円から50万円に引き上げられる。愛知県の出産費用の平均は約45万円であるが、50万円かからなかった場合はどうなるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、差額は申請により本人に支給するという内容の答弁がありました。

次に、出産費用は病院によって異なる。公表を義務化することはできないかという内容の質疑がありました。

これに対し、国は支給額の引き上げとともに、出産費用の見える化を検討しているという内容の答弁がありました。

他に質疑もなく、討論を求めたところ、討論もなく、議案第12号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、報告に代えさせていただきます。

(8 番議員降壇)

○議長 佐藤 茂君

それでは、以上で委員長報告を終わります。

これより議案ごとに委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。よろしくお願いいたします。

日程第2 議案第8号「蟹江町いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 佐藤 茂君

続きまして、日程第3 議案第9号「蟹江町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論もないようですので、討論を終結します。

これより議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 佐藤 茂君

日程第4 議案第10号「蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論もないようですので、討論を終結します。

これより議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 佐藤 茂君

日程第5 議案第11号「蟹江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び蟹江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決します。

お諮りします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 佐藤 茂君

日程第6 議案第12号「蟹江町国民健康保険条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第12号を採決します。

お諮りします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 佐藤 茂君

日程第7 「総務民生常任委員会所管事務調査報告及び提言」を議題といたします。

調査報告を求めます。

総務民生常任委員長 飯田雅広君、ご登壇ください。

(8 番議員登壇)

○総務民生常任委員長 飯田雅広君

総務民生常任委員長の飯田でございます。

総務民生常任委員会では、2年間にわたって所管事務調査として教育現場でのタブレット活用についてと前委員会から継続して将来の公共交通のあり方について調査研究の討議を重ねてまいりました。つきましては、その報告をいたしますとともに、本委員会から町長宛てに提言を申し上げるものになります。

まず、教育現場でのタブレット活用についてです。

G I G Aスクール構想では、子ども1人1台のパソコンやタブレット端末と高速大容量の通信ネットワークなどの学校ICT環境を整備・活用することで、多様な子どもたち一人一人にとって最適な学びと協働的な学びをとともに実現して、教育の質を高めようとする構想のことになります。

文部科学省が2019年(令和元年)度に打ち出し、2021年(令和3年)度に本格的にスタートを切りました。当初は2023年(令和5年)度まで5年かける計画になりました。ところが新型コロナウイルス感染症の拡大に伴って、学校は全国的に臨時休校に見舞われ、オンライン学習へのニーズが急速に高まりました。このため端末や通信環境の整備が一気に進み、2021年(令和3年)度に本格的にスタートを切りました。

G I G Aスクール構想は急速に進んだため、蟹江町の利活用状況を把握するため調査を実施いたしました。

学戸小学校と蟹江中学校に視察に行き、使用ソフトの説明を聞き、どのように授業を行っているのか見てきました。先生方は、小学校では自身が担任する教室等において、中学校で

は自身が担当する教科等において、タブレット端末等を活用しながら授業を行っていました。

また、ICT機器等をより有効に活用するために、各学校間において、授業等における活用事例について情報を共有し、児童生徒によりよい授業を提供することに努めていることも分かりました。

担当課からは、新蟹江小学校5年生の校外学習におけるタブレット端末の活用、オフラインでの持ち帰り学習の試行を学戸小学校5年生で行った等の報告を受けました。

各種情報を共有しながら委員各自が学び、委員会で討論を重ねました。

ここで、町長に次のとおりお願いを申し上げます。

1つ目に、持ち帰り学習は、タブレット端末活用機会の拡充と家庭学習支援の充実に効果があります。また、臨時休校等の非常時にあっても児童生徒の学びを止めない、規則正しい生活習慣を維持し、学校と生徒との関係を継続することができます。持ち帰り学習が町内全ての学校間において歩調を合わせて行える体制づくりを急いでください。

2つ目に、ICT機器を活用し、子どもたちによりよい学びを提供するためには、まず先生が当たり前のように日常的にICT機器を使えるようにすることが重要です。教員自身がITリテラシーを向上させていき、ICT機器を当たり前のように活用できる体制を整えていくようにしてください。

3つ目に、自治体によって授業支援などのソフトが異なる点は、先生方にとっても負担になります。今の学校で慣れていても、異動先で全く違うソフトを使っている可能性があります。先生の負担軽減になるよう近隣自治体との統一化を図ってください。

次に、将来の公共交通のあり方についてです。

将来の公共交通のあり方については、前委員会での所管事務調査事項でした。前委員会では任期を1年以上残した状態で新型コロナウイルス感染症が広がり、委員会活動も縮小を余儀なくされて、満足いく調査ができませんでした。そこで、本委員会が将来の公共交通のあり方についてを継続して調査をいたしました。

その調査目的は、全国各地で、特に高齢者が日常の買い物、病院通い等の交通手段の不便さに困っています。高齢になって身体能力の低下等を理由に運転を控えたり、運転免許証を自主返納するケースも散見されます。

そのような日常生活の問題解決のために、各々の市町村では地域に公共交通機関としてバスを走らせているところが多く、蟹江町においても町内の公共交通機関としてお散歩バスが運行されています。ただし、お散歩バスは若干車体が大きく、町内の主な幹線道路を走るため、停留所までの移動の問題など不便な点が見受けられます。バス停まで遠くの人にとどのように来てもらうか、問題点はそこにあります。

高齢者の移動手段の喪失は社会参加の機会の減少につながり、身体能力の低下や認知症発症の原因になる可能性が考えられます。蟹江町の交通弱者をなくすため、移動手段の確保を

すべく将来の公共交通にあり方について、前委員会を引き継ぎ、調査研究することにしました。

調査状況ですが、瀬戸市へ視察に行つてまいりました。瀬戸市では、基本路線は名鉄バスが運行していますが、交通空白地帯をコミュニティバスが埋めております。ワンボックス車両で瀬戸市内8ルートを運行しております。また、それとは別に急勾配があり、交通不便な菱野団地では、地域住民が自主的に運行する住民バスの運行に取り組んでいます。

また、担当課からは、かにえ移動支援ボランティア「かにあし」に関して説明を受けました。

その他各種情報を共有しながら委員各自が学び、委員会で討議を重ねました。

以上を踏まえて、総務民生常任委員会から町長に次のとおり提言いたします。

1つ目に、地域が抱える様々な交通課題の解決や低炭素型交通の確立が期待される低速・電気での移動手段グリーンスローモビリティの導入を検討することを求めます。

2つ目に、現在のお散歩バスが町民のニーズに合っているのか調査を求めます。

3つ目に、利用者の利便性の向上を図って問題を解決するために、お散歩バスの小型化やルートの見直しを求めます。

4つ目に、南部地域のみで運行している「かにあし」の台数を増やし、対象地域の拡張の検討を求めます。

町長をはじめ、執行部におかれましては、本提言が総務民生常任委員会の総意の下にまとめられたものであることを受け止められ、政策に反映されるよう強く要望いたします。

以上で、総務民生常任委員会の所管事務調査の委員会報告と町長宛ての提言を終わります。ありがとうございました。

(8番議員降壇)

○議長 佐藤 茂君

以上で、委員長報告及び提言を終わります。

○議長 佐藤 茂君

続きまして、日程第8 「防災建設常任委員会所管事務調査報告」を議題といたします。調査報告を求めます。

防災建設常任委員長 黒川勝好君、ご登壇ください。

(6番議員登壇)

○防災建設常任委員長 黒川勝好君

それでは、私、防災建設常任委員長の黒川でございますが、私のほうから所管事務調査報告書を読み上げさせていただきますのでよろしく願いいたします。

本委員会が行った所管事務調査につきまして、会議規則第77条の規定に基づき下記のとおり報告をいたします。

記といたしまして、本委員会は、去る令和3年6月の委員会におきまして、所管事務調査事項を以下に決め進めていくことといたしました。

調査事項といたしまして3点。

1点目、コロナ禍における新たな避難所のあり方。

2番目、蟹江町の表玄関である近鉄蟹江駅南まちづくりの具体化。

3番目、JR危険踏切の解消と都市計画道路七宝蟹江線県道への移行、この3点につきまして調査事項でございます。

調査目的といたしまして、長引くコロナ禍の中、新たな避難所のあり方を広く町民の皆様にも周知徹底していただくため、また、蟹江町の表玄関である近鉄蟹江駅南まちづくりの具体化とJR危険踏切の解消と、都市計画道路七宝蟹江線の県道への移行につきましては、なかなか具体策が見えてこない中、一步踏み込んだ議論を期待して、この調査をすることといたしました。

調査経過といたしましては、1番につきましては、令和3年7月、安心安全課鈴木主幹により、コロナ禍における避難所のあり方について事細かい説明を受けました。

2番目につきましては、令和3年12月、近鉄蟹江駅南宝地区のまちづくりについて話し合いを行いました。

3番目、令和4年、議会報告会に向け、都市計画道路南駅前線及び東郊線踏切、蟹江川踏切、八ヶ島踏切、各踏切の現地調査を担当課と共に行いました。

防災建設常任委員会2年間の総括といたしまして、2年間、テーマに沿って委員会として真剣に取り組んでまいりましたが、なかなか一筋縄ではいかない問題ばかりです。だから、現在進行中のままいつまでたっても議論がかみ合わない、私、委員長として反省するばかりでございます。

昨年、3年ぶりに行われました議会報告会、その中で、町道東郊線踏切の話題には、大変皆さん関心を持たれていることが改めて感じられました。当委員会といたしましても、JR側に東郊線踏切について話し合いを求めましたが、全く聞く耳持たずでございました。当委員会といたしましても、引き続き、近鉄蟹江駅南のまちづくりと危険踏切の解消については粘り強く追及していただきたいと思いますという願いを全員で持ちました。

以上、報告に代えさせていただきます。ありがとうございました。

(6番議員降壇)

○議長 佐藤 茂君

以上で、委員長報告を終わります。

○議長 佐藤 茂君

続きまして、日程第9 議案第4号「令和4年度蟹江町一般会計補正予算(第11号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤 茂君

日程第10 議案第5号「令和4年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

本案は精読となっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤 茂君

日程第11 議案第6号「令和4年度蟹江町土地取得特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本案は精読となっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤 茂君

日程第12 議案第7号「令和4年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算(第4号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

○5番 板倉浩幸君

5番 板倉です。

若干聞きたいことがあります。11ページの介護予防・生活支援サービス事業について、初日に要支援の方1、2が増加ということで772万2,000円ということで増額補正なんですけれども、今現状、要支援、要介護とあるんですけれども、要支援について、実際に本当の意味で要介護になるような方を結構その辺でどう判断して、対象のチェックシート等で判断すると思うんですけれども、その辺、今現状結構厳しい話を聞いています。その辺についてお願いをいたします。

○介護支援課長 後藤雅幸君

ただいまの要介護認定における要支援者の判定ということでございますけれども、認定区分につきましては、海部南部広域事務組合のほうへ認定等を委託しておる関係もございますので、私どものほうからその基準についてどうこうということを上げるのはちょっと難しい部分はございますけれども、特にその基準が厳しくなったとかそういったことは、特に大きく昔から変わっているわけではございませんので、そういう部分につきましては、何か判定基準が変わったということはございません。

もし、なかなか厳しいということがあるとすれば、それは聞き取りの中で、ご本人様が思ってみえる状況と調査員等が、もしくはチェックリスト等での判定との中で、相違があったのかもしれませんが、特にそういった基準について何か大きく変わったということではございませんので、そこら辺はご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○5番 板倉浩幸君

要介護認定については海部南部の広域のほうで認定します。そっちのほうもやっぱり要支援が増えるということは、要介護認定のほうも増えていると思うんですけれども、若干そういう話も、厳しくなったということではないという認識でいいと思うんですけれども、なかなか、聞き取り調査で本人と聞き取り調査したら、そういうときには結構元気になるんです

よね、みんな。その辺を含めてもうちょっと、申請に来た方に、家族の状況も含めて話を進める、ないし、やはり介護サービスを受けるのに保険料をちゃんと払っていますので、ぜひその辺を十分加味してやっていただきたいと思います。

以上です。

○議長 佐藤 茂君

他にございませんでしょうか。

(発言する声なし)

それでは、他に質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤 茂君

日程第13 議案第14号「令和5年度蟹江町一般会計予算」を議題といたします。

本案は、去る3月14日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

○5番 板倉浩幸君

5番 日本共産党 板倉浩幸です。

議案第14号の「令和5年度蟹江町一般会計予算」に反対の立場から討論をいたします。

現状、コロナ禍や物価高騰で地方財政の影響もあります。しかしながら、国の2023年度、本年度の歳入の一般財源の総額でも過去最高の税収見通しでございます。蟹江町においても、同じように過去最高の総額119億5,444万3,000円で、特に町税、地方交付税の増額があります。予算化についても決算ベースの見込みということになっておりますが、今後の経済状況を見ても、見通しについても若干不安があります。

歳出については、コロナ禍を口実にデジタル推進を前面に打ち出し、マイナンバー制度に伴う個人番号交付事務費や個人番号カード交付事業が計上されている点もあります。マイナンバー制度は個人情報本人の同意なしに広がってしまうリスクも高くなり、大企業の儲けの種になりかねません。

また、マイナンバーカードの取得を、任意から事実上強制にすることも認めることはできません。

次に、国保事業に対しても5,000万円の法定外繰り入れを予算化しております。この法定

外繰り入れの増額を求めたいと思います。今後、一般会計からの繰り入れが制限されると、ますます引き上げが行われるという問題点も出てきます。介護保険事業も同じです。介護予防・日常生活総合事業ということで実施されておりますが、低所得者対策、また介護保険料の引き下げをするために一般会計からの繰り入れも必要だと考えます。

これらが反対の大きな理由であります。ほかにもいくつか疑問点もあります。

子育て支援については、0～2歳児の保育料、また教育負担、学校給食なども含めた軽減の拡充、高齢者施策でも高齢者や障害者の外出・移動支援、配食サービスの休日の拡充など、住民の要求がまだまだ必要でございます。住民の暮らしと福祉をよくする住民福祉の増進が自治体の役割です。命と暮らしを守る町政づくりで、住民目線に立った暮らしを丸ごと支える制度の対応が必要だと考えます。

よって、議案第14号の「令和5年度一般会計」に反対をさせていただきます。

○議長 佐藤 茂君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○11番 吉田正昭君

11番 新政会 吉田正昭です。

賛成の立場から討論申し上げます。

令和5年度の蟹江町一般会計当初予算につきましては、前年度比約3.5%増の119億5,444万3,000円を計上しています。この増加の原因になった主な要因は、出産・子育て支援の新たな施策や公共施設の長寿命化対策費、燃料費高騰に伴う光熱水費です。使用済みの紙おむつを保育所で回収・処分するための環境整備に係る予算、まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進に合わせて移住や定住促進に向けた町の魅力発信に取り組む予算など、複雑多岐にわたる時代において、多くの町民ニーズを反映した予算となっており、どれも必要不可欠なものであります。

そのため一般会計の予算規模は過去最大となっておりますが、現在を時代の大きな変換期と捉え、次世代につながるまちづくりに向けた力強い一歩となる内容であることを評価します。経験豊かな横江町長の政治的、行政的手腕を発揮されることを期待しております。

最後に、堅実な歳入の確保とさらなる事業の選択と集中を心がけ、将来に負担を残さない持続可能な住民目線による町政運営を期待し、本議案についての賛成討論といたします。よろしく申し上げます。

○議長 佐藤 茂君

他にございませんか。

(発言する声なし)

他にないので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決いたします。

議案第14号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。したがって、議案第14号は可決されました。

○議長 佐藤 茂君

続きまして日程第14 議案第15号「令和5年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算」を議題といたします。

本案は、去る3月14日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

○5番 板倉浩幸君

5番 日本共産党 板倉浩幸です。

議案第15号「令和5年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算」に反対の立場から討論をいたします。

一般会計と同じように、コロナ禍や物価高の下、国保税の引き下げは、加入者のみならず、国民的な要求になっております。国保事業は2018年4月から国保の財政運営が県単位化となり、政府も毎年3,400億円の公費を計上していますが、国庫負担のさらなる引き上げによる財政基盤の強化、低所得者に対する国保税の負担軽減策の拡充また強化、コロナに感染した被保険者に支払われる傷病手当金をコロナ感染症以外にも拡充をし、支給の増額また特例減免の拡充も必要でございます。また、子どもの均等割保険税を軽減する支援のさらなる拡充も必要であると考えます。

そして、国は自治体の国保財政に関する法定外繰り入れの削減、保険料、税の収納率、給付の適正化等の努力に対して交付金を増減額する保険者努力支援制度への国費を計上しております。自治体財政に対する締めつけ強化を狙っております。

国がやらないことを応援するのが自治体、蟹江町の役割だと思います。国保の構造的な問題を解決するには、抜本的な追加の公費投入が必要で、国の予算措置を増加すること、また県の補助金を復活させることを国・県に求めていくことが必要です。そして、やはり問題なのは県単位化であります。

このような理由により、「国民健康保険事業特別会計」に反対といたします。

○議長 佐藤 茂君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○12番 奥田信宏君

12番 奥田信宏でございます。

私は賛成の立場から討論をいたします。

国民健康保険は、被保険者の健康と生命を守る、なくてはならない重要な制度です。また、その財源となる保険税は、医療費や出産・育児一時金、健康診査等となるもので、ますます高まる医療へのニーズに応えるものであります。町ではスマートフォン決済の導入や振替納

税の積極的な利用促進により納税しやすい環境を整え、収納率向上に取り組んでいます。

今後も引き続き、特定健診の受診率向上や生活習慣病予防や疾病の早期発見・重症化予防など、保険事業をより充実させるとともに、滞納対策にさらに取り組み、健全な制度運営に一層努めていただくよう要望し、本案に賛成をいたします。

○議長 佐藤 茂君

他にございませんでしょうか。

(発言する声なし)

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立により採決いたします。

議案第15号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤 茂君

続きまして、日程第15 議案第16号「令和5年度蟹江町土地取得特別会計予算」を議題といたします。

本案は、去る3月14日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第16号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤 茂君

日程第16 議案第17号「令和5年度蟹江町介護保険管理特別会計予算」を議題といたします。

本案は、去る3月14日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

○5番 板倉浩幸君

5番 日本共産党 板倉浩幸です。

議案第17号「令和5年度蟹江町介護保険管理特別会計予算」に反対の立場から討論をいたします。

介護保険料自体、第1号の被保険者に対して高い保険料が年金から天引き、また年金がない方でも、無収入の方でも、40歳以上であれば、どなたも保険料を払わなければならないという制度であります。

保険料が高くて払えないという悲鳴が上がっているのに、いざ介護サービスを利用すると高い利用料、また一定所得のある人は2割、3割と負担が増えていきます。それでは安心して介護が受けられない、介護が生活を脅かす、こういった状況になっているのが今の介護保険制度であります。

また、介護予防・日常生活支援総合事業が始まり、要支援者向けの訪問介護、通所介護は介護保険サービスから外され、町が行う総合事業として行われております。これはボランティアなどの多様な担い手が行っております。介護の重度化を防ぐには介護を受けやすい状況に置くこと、また、介護保険特別会計が膨らまないようにすることも必要であります。介護予防、健康に関する事業は一般会計でしっかり展開することも必要であり、特別会計のスリム化も図るべきであります。第9期の保険料率改定においても引き下げを要求いたし、「令和5年度蟹江町介護保険管理特別会計予算」に反対といたします。

○議長 佐藤 茂君

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

○4番 水野智見君

4番 新風 水野智見です。

本議案、第17号「令和5年度蟹江町介護保険管理特別会計予算」は、令和3年度から令和5年度の第8期介護保険事業計画期間の3年目の予算です。

予算額の増加は、高齢者や要支援者、要介護者の増加とともに、本人ができる限り地域で暮らすことや家族等介護者の負担軽減のため、やむを得ないことと思います。今後もサービスの適正化や介護予防により一層努めることで、健全な事業運営をされることを強く要望し、賛成します。

○議長 佐藤 茂君

他にございませんか。

(発言する声なし)

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立により採決いたします。

議案第17号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤 茂君

続きまして、日程第17 議案第18号「令和5年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計予算」を議題といたします。

本案は、去る3月14日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第18号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤 茂君

日程第18 議案第19号「令和5年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」を議題といたします。

本案は、去る3月14日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

○5番 板倉浩幸君

5番 日本共産党 板倉浩幸でございます。

議案第19号「令和5年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」に反対の立場から討論をいたします。

コロナ禍や物価高で高齢者の命と健康と生活をどう守るかが問われるときに、昨年、令和4年10月から、一部の方について窓口負担がそれまでの1割負担から倍の2割負担となっております。今予算は通年でその影響を受ける最初の年度です。こういった内容を含む予算であり、認めることはできません。また、コロナ禍、物価高で精神的にも、経済的にも疲弊して、追い込まれている高齢者への負担増が受診抑制を招いていることも、調査でも明らかになっています。

2008年から始まった後期高齢者医療制度は、国民を年齢で区切り、高齢者を別枠に医療保険への差別医療を押しつけるものであります。以来、保険料の値上げも繰り返され、高齢者の生活を圧迫してきました。減らされてきた高齢者医療への国庫負担を抜本的に増額し、差別と負担増の制度を廃止し、少なくとも元の老人保健制度へ戻すべきであります。

制度そのものに反対であるとして、議案第19号について反対といたします。

以上です。

○議長 佐藤 茂君

それでは、原案に賛成の方の発言を許します。

○11番 吉田正昭君

11番 新政会 吉田正昭です。

私は賛成の立場から討論申し上げます。

「令和5年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」は、後期高齢者医療保険制度の適切な運営に必要な提案であります。今後も引き続き、高齢者の健康を第一に考え、適切な医療給付と保険料の収納率向上を一層促進し、健全な財政運営に努めていただくことを要

望し、本案に賛成いたします。

○議長 佐藤 茂君

他にございませんでしょうか。

(発言する声なし)

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決いたします。

議案第19号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤 茂君

続きまして、日程第19 議案第20号「令和5年度蟹江町水道事業会計予算」を議題といたします。

本案は、去る3月14日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

○5番 板倉浩幸君

5番 日本共産党 板倉です。

議案第20号の「水道事業会計予算」に反対の立場から討論をさせていただきます。

蟹江町の水道料金は、県下でも海部南水に続き高い水道料金であります。使ってもいない基本料金を見直すことは、今こそ考えなければならないと思います。住民から徴収をした水道料金で利益も上げ、内部留保も増やし続ける事業運営を抜本的に改め、純利益の相当部分を値下げに使い、世帯間の負担の公平を図るべきです。

水道料金の見直しをしない予算として反対の理由であります。あり余る内部留保を生かし、利益を活用し、水道料金の引き下げを強く要求し、「令和5年度蟹江町水道事業会計予算」に反対とさせていただきます。

○議長 佐藤 茂君

次に原案に賛成の方の発言を許します。

○12番 奥田信宏君

12番 新政会 奥田信宏でございます。

私は賛成の立場から討論申し上げます。

水道事業におきましては、施設の老朽化が進む中、経営は依然として厳しい状況となっております。このような経営状況にありましても、経費の節減に努められ、安心・安全な水の安定供給を堅持された予算が編成されております。将来にわたり持続可能で強靱な水道の構築を図られることを期待し、本案に賛成いたします。

○議長 佐藤 茂君

他にございませんでしょうか。

(発言する声なし)

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決いたします。

議案第20号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤 茂君

続きまして、日程第20 議案第21号「令和5年度蟹江町下水道事業会計予算」を議題といたします。

本案は、去る3月14日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第21号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤 茂君

日程第21 発議第2号「補聴器購入補助等の改善をはじめ、難聴（児）者への支援拡充を求める自治体意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

石原裕介君、ご登壇ください。

(3番議員登壇)

○3番 石原裕介君

ご提案申し上げます。

発議第2号「補聴器購入補助等の改善をはじめ、難聴（児）者への支援拡充を求める自治体意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

令和5年3月16日提出。

提出者、蟹江町議会議員、石原裕介。

賛成者、同、板倉浩幸、同、伊藤俊一、同、安藤洋一、同、飯田雅広、同、吉田正昭、同、山岸美登利。

朗読をもって提案とさせていただきます。

補聴器購入補助等の改善をはじめ、難聴（児）者への支援拡充を求める自治体意見書

(案)。

聴力に障害があり、障害者総合支援法の身体障害者障害程度等級2級～6級に該当する場合は補聴器が「補装具費支給制度」の対象とされているが、軽度・中等度難聴（児）者については、「補装具費支給制度」の対象となっていない。

特に子どもにとって、聞こえは発達・学業にも大きな影響がある。また、成人にとっては仕事にも支障があり、老人にとっては、聞こえが認知症や命にかかわる。

2017年7月開催の国際アルツハイマー病会議でランセット国際委員会は、難聴を認知症の危険因子の一つに挙げ、2020年には「予防可能な40%の12の要因の中で難聴は最も大きな危険因子」と指摘している。軽度・中等度難聴児に対する補聴器購入費等助成制度は、全ての都道府県で創設されているが、自治体によって制度の内容が大きく異なっている。また、成人については、制度そのものがない自治体もある。

どこの自治体に住んでいても、軽度・中等度難聴（児）者に対して十分な補助が行われるべきである。よって、国におかれては、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要請する。

記

一 国の財政負担により、全ての年齢における軽度・中等度難聴（児）者等に対する補聴器の購入費及び修理・維持費に対する補助を実施すること。

一 補聴器の購入費及び修理・維持費の対象に下記を追加すること。

1 非難聴側が正常の片側難聴、高音急墜型、聴覚情報処理障害（児）者を加えること。

2 イヤーモールド、両耳補聴器、無線式補聴援助装置、外耳形態異常に対する軟骨伝導補聴器を購入費の補助対象とすること。

一 先天性難聴の早期発見のため、全ての自治体で新生児聴覚検査への公費助成を実施するよう、国が財政的援助を強化すること。

一 病気による難聴の予防のため、おたふくかぜワクチンの定期接種化や、風しんワクチンの第5期接種の周知徹底と延長を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和5年3月16日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(3番議員降壇)

○議長 佐藤 茂君

それでは、提案説明が終わりましたので、これより発議第2号の質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論もないようですので、討論を終結します。

これより発議第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤 茂君

日程第22 発議第3号「「黒い雨」被災者すべてに、被爆者手帳の交付を求める意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

板倉浩幸君、ご登壇ください。

(5番議員登壇)

○5番 板倉浩幸君

それでは、ご提案申し上げます。

発議第3号「「黒い雨」被災者すべてに、被爆者手帳の交付を求める意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

令和5年3月16日提出。

提出者、蟹江町議会議員、板倉浩幸。

賛成者、同、伊藤俊一、同、安藤洋一、同、飯田雅広、同、吉田正昭、同、山岸美登利、同、石原裕介。

朗読をもって提案とさせていただきます。

「黒い雨」被災者すべてに、被爆者手帳の交付を求める意見書(案)。

2021年7月に「黒い雨」訴訟の広島高裁判決が確定してからすでに1年以上が経過した。

「黒い雨」被害者は76年間も放置されてきた。高齢化がすすむ被害者の救済は一刻の猶予もない。現在、推定該当者1万3,000人のうち、2022年9月時点で手帳申請者は約3,400人、そのうち被爆者健康手帳交付者は約1,800人とどまっており、その半数近くが手帳未交付で、うち30人余の方が申請後に亡くなった。審査の遅れは直ちに解決されなければならない。さらに、未申請の約1万人の被爆者への制度の周知徹底も急がれている。

広島高裁が2021年7月14日の判決で原告84人を全員被爆者と認定した広島「黒い雨」訴訟の判決に関し、政府は上告を断念した。ところが、政府は、「黒い雨」被災者に対し、様々

な条件を付けて被爆者手帳の発行を狭めている。

「新指針」では、被爆者健康手帳取得の条件として、「11疾病」に罹患していることを条件にしているが、広島高裁判決はそのような条件を課しておらず、判決に従わないのは、法治国家にあるまじきものである。また、被爆者援護法にもそのような条文はなく、法に違反し、新たな差別を持ち込むものであり、「11疾病」の撤回が必要である。

よって、「黒い雨」訴訟の判決結果に従い、司法と行政の乖離（かいり）をなくし、「黒い雨」被災者すべてに、被爆者健康手帳を交付するよう改善すべきと強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月16日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、内閣総理大臣、外務大臣。

以上、よろしく願いいたします。

（5番議員降壇）

○議長 佐藤 茂君

提案説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（発言する声なし）

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤 茂君

日程第23 「閉会中の所管事務調査及び審査について」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調

査及び所管事務審査に付することに決定いたしました。

○議長 佐藤 茂君

お諮りいたします。

精読になっておりました発議第1号「蟹江町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」をこの際、日程に追加し、議題としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、本案を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長 佐藤 茂君

追加日程第24 発議第1号「蟹江町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第1号を採決します。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤 茂君

これで本定例会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じます。

以上で、令和5年第1回蟹江町議会定例会を閉会いたします。

(午前10時21分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会議長

佐藤 茂

蟹江町議会副議長

水野 智見

12番 議員 奥 田 信 宏

13番 議員 安 藤 洋 一